

七北田川災害復旧事業説明会（H26.12.20）における主な意見と回答について

宮城県仙台土木事務所

日時：平成 26 年 12 月 20 日（土）19:00～20:30 場所：高砂市民センター

参加者：ご案内した方 26 名 ・ 傍聴者 11 名

主な意見と回答

< 地元説明の方法について >

環境団体に説明する前に、新聞に出る前に地元で説明をすべき。なぜ出来なかったのか。

説明が一回だけではダメである。暮れの説明会では参加者が少ない。環境も確かに大事だが、我々は生活がかかっている。きちんと意見を集約して欲しい。

回答：説明が遅くなったことは、本当に申し訳ありませんでした。1月に再度説明会を開催します。

< 計画内容について >

区画整理と防潮堤（河川堤防）の整備は、どちらが優先か。

回答：どちらも大切であり、どちらが優先ということはないと考えています。

L 2 津波（最大クラスの津波）に対してはどうか

回答：まずは繰り返し来る L 1 津波に対して堤防を整備して、住民の生命財産を守ることを目的にしています。L 2 津波に対しての施設整備は費用が莫大となるため、市と協力して避難体制の整備で対応することになります。

中高生が堤防計画に対する提案をしているが、県はどのように受け止めているのか。

回答：緑の防潮堤の提案については、高さや構造は再度災害防止のために譲れないが、あとからの覆土などについて今後検討していきます。堤防の位置をもっと下げしてほしいということについては、意見としては承りますが、災害復旧はもとの位置での復旧が原則であるうえ、すでに背後で市のまちづくり事業が進んでいることもあり、今日示している計画で進めたいということをご理解ください。

< 干潟について >

環境保護団体の理解は得られているのか。

回答：環境保護団体とは意見交換をしていますが、堤防の位置の決定はあくまでも地元の理解を得た上で行うものと考えています。

当初計画だと鳥獣保護区の中を通過している。この時点ではなぜ鳥獣保護区を無視して計画できたのか。

回答：被災時点では、干潟が消失した状況から判断し、工事ができると考えていたものです。

区画整理に関する御意見・御質問もいただきましたが、河川事業の説明会であるため、今回の計画変更に関係すること以外については、後日別途の機会に仙台市で対応することになりました。

事前にいただいたご質問・ご意見について

宮城県仙台土木事務所

発送：平成 26 年 12 月 26 日 回答期限：平成 27 年 1 月 10 日

発送件数：680 通（河川事業および区画整理事業地権者） 回答件数：14 通

いただいたご質問・ご意見

<河川事業へのご提言・ご質問>

一日も早く工事に着工し完成させてください。説明会は時間の無駄遣いと思えない。また、着工予定と完成予定を教えてください。

回答：旧貞山運河より上流側については、平成 27 年の前半での工事発注を予定しております。それ以外の区間についても、平成 27 年度中には発注する予定です。工事の完成は、平成 30 年 3 月を目指しています。

堤防の高さが TP7.2m で津波に対応できるというのが理解しがたく、説明いただきたい。
ただし、その計画を内陸部に変更した点については良いと思います。

津波を完全に防ぐ事ができないのであれば堤防はいらぬ。避難できるタワーやビルや道路を作った方がいいと思う。もっと沖の方へ防波堤を作れないのですか？

回答：今回整備する堤防は、発生頻度が数十年から百数十年に一度程度と想定される津波（明治三陸地震津波など）に対応した整備を行うものです。発生頻度が極めて低いが発生した場合に甚大な被害を及ぼす東日本大震災クラスの津波を堤防や防波堤で防ぐことは、施設規模が大きく現実的でないため、避難体制を軸としたハード・ソフトの総合的な津波対策で減災を計ることにより対応していくこととしています。

当初の計画を作成する段階で、各方面からの意見聴取が不足していたのではと思います。干潟環境への配慮から変更案作成に於いても、環境団体の意見だけを取り入れて安易に変更したとしか映りません。未来永劫にわたり津波被害から防御する大切な事業です。当初の計画が津波防御の観点からも、堤防の角度が優れているように、私には見えます。従って当初計画を信念を持って取り進めるべきだと思います。

どうしても干潟の環境を守るために変更するのであれば、既存の堤防をそのまま活用していく事は出来ないのでしょうか。

回答：時間の経過とともに干潟環境が回復したことにより、結果として計画を変更する必要が生じ、ご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。一方で、干潟環境が再生している現状を踏まえ、環境への配慮を考慮せざるを得ないことをご理解願います。なお、東日本大震災の津波をふまえ、堤防の構造基準や法線の考え方（屈曲部が構造的な弱点となること）などが変更になったため、既存の堤防をそのまま活用する事は困難です。

< 計画変更に対してご賛同いただく内容のもの >

干潟や鳥獣保護区への影響が軽減される変更計画案を受け入れたいと存じます。

早く事業計画が決定されることを願っております。

堤防整備事業は復旧事業として最優先と考えております。また、干潟環境の保全による計画変更は致し方ないと思いき、減歩率もさほど変更ないようですので宮城県の計画案に賛同したいと思います。

< その他 >

当日は欠席しますので皆様にお任せします・特になし（同様 計7通）

ご回答いただいた皆様、御協力まことにありがとうございました。

お寄せいただいたご意見等は、すべてのものを掲載しております。ただし、個人が特定される内容があった場合はそれを省き、ご記入いただいた主旨の部分のみとさせていただきますので、ご了承願います。